

福岡県建築都市部都市計画課
データ貸与基準

令和8年4月

福岡県建築都市部都市計画課データ貸与基準

(目的)

第1条 この基準は、都市計画課が管理する都市計画基礎調査及び建築確認申請データ緯度経度付与業務によって得られた電子データについて、市町村の都市計画行政における施策の検討及び大学又は研究機関等のまちづくりに関する調査研究等に活用できるよう、貸与に関して必要な事項を定めることにより、当該電子データの一層の有効活用と適切な管理を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準で定める貸与の対象とする電子データは、次の各号に掲げるものをいう。ただし、第2号の建築確認申請ポイントデータの貸与は、県の依頼により都市計画基礎調査を実施する市町村のみを対象とする。

一 都市計画基礎調査データ

都市計画基礎調査の成果物で、調書及び図面から成るもの

二 建築確認申請メッシュデータ

建築指導課及び特定行政庁から貸与を受けた建築確認申請データ、緯度・経度を付与したポイントデータまたはそれらをメッシュ統計にしたもの

(電子データの借用の許可)

第3条 電子データを借用しようとする者は、都市計画課長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、電子データ借用許可申請書（様式1）を都市計画課長に提出しなければならない。

(電子データの借用の許可基準)

第4条 都市計画課長は、前条第2項の規定による申請の目的が次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同条第1項の許可を行い、借用許可通知書（様式2）により申請者に通知するものとする。

一 市町村が、都市計画行政の施策検討を行うために必要があること。

二 大学又は研究機関等が、まちづくりに関する調査研究を行うために必要があること。

三 公共の目的のために特に必要があること。

(電子データに関する責任)

第5条 電子データは、福岡県の内部資料であり、県は電子データに含まれる正確性及び完全性を保障するものではない。

2 電子データの誤りにより、第3条第1項の許可を受けた者（以下「借用者」という。）又は第三者に損害が発生した場合、借用者が、自己の責任と費用負担において対処するものとし、県は何らの責任も負わない。

3 県は、電子データを修正する義務を負わない。

（電子データの借用条件）

第6条 借用を許可された電子データ（以下「借用データ」という。）の管理に関する条件は、次のとおりとする。

一 借用者は、借用データを電子データ借用許可申請書に記載した目的以外に使用し、又は第三者に譲渡し、若しくは貸与してはならないこと。ただし、借用の許可と併せて転貸の許可を受けた場合に限り、当該許可の範囲内において転貸することができること。

二 借用者は、善良なる管理者の注意をもって借用データを管理すること。

三 借用者は、借用期間終了後、返却証（様式3）を添付し、借用データ等を速やかに返却するとともに、借用データを複写していた場合は、当該複写データを安全かつ確実に廃棄すること。

四 借用データの借用に伴い生じる費用については、借用者において負担すること。

2 借用者は、借用データの使用に起因して第三者に損害を与えた場合又は第三者との紛争が起きた場合においては、損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。

3 借用データの使用により得られた成果物の取扱いは、次のとおりとする。

一 借用者は、得られた成果物に出典を明記すること。この場合において、借用データを加工処理しているときは、その旨を併せて明記すること。

二 借用者は、得られた成果等を公表する場合においては、その内容について事前に都市計画課長と協議すること。

三 借用者は、都市計画課長が求めたときは、当該成果物を提出し、及び説明すること。

4 借用者は、都市計画課長が借用データの返却を求めたときは、速やかに返却しなければならない。

※ 手続フロー

